

（第 19 号議案）

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第 1 条（略） （定義） 第 2 条 この条例において「職員」とは、中野区立幼稚園教育職員（中野区立幼稚園の園長、<u>副園長、教諭及び養護教諭</u>をいう。）をいう。 （1 週間の正規の勤務時間） 第 3 条（略） 2（略） 3 <u>地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u>の正規の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1 週間について 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、教育委員会が定める。 4（略） 第 4 条～第 21 条（略） <u>附 則</u> <u>この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</u>	第 1 条（略） （定義） 第 2 条 この条例において「職員」とは、中野区立幼稚園教育職員（中野区立幼稚園の園長、<u>教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）</u>をいう。）をいう。 （1 週間の正規の勤務時間） 第 3 条（略） 2（略） 3 <u>再任用短時間勤務職員</u>の正規の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1 週間について 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、教育委員会が定める。 4（略） 第 4 条～第 21 条（略）